

分野別実務修習の充実方策

資料47

民事裁判修習 ガイドライン

- 【起案】
- ・全体で少なくとも4件
 - ・うち事実認定が問題となる事件（証拠構造や証拠評価が問題となる事件）を少なくとも2件
 - ・起案に適した既済記録を部ごと、裁判官ごとに蓄積
 - ・サマリー起案等の活用
- 【指導】
- ・同一記録を複数の修習生に検討させ、あるいは、事実認定等の起案をさせた上で修習生同士で討議させ指導する。
 - ・可能であれば、弁護士会と協力し、1つの記録を用いた記録検討演習を行う。
 - ・手続傍聴の際の解説・質疑応答について手続の進行等を意識した指導の実施
 - ・分野別実務修習中の勉強会の実施や質問受付により、修習生の自学自修を支援

刑事裁判修習 ガイドライン

- 【起案】
- ・全体で少なくとも4件
 - ・うち事実認定が問題となる事件（証拠構造や証拠評価が問題となる事件）を少なくとも2件
 - ・起案に適した既済記録を部ごと、裁判官ごとに蓄積
 - ・サマリー起案等の活用
- 【指導】
- ・同一記録を複数の修習生に検討させ、あるいは、事実認定等の起案をさせた上で修習生同士で討議させ指導する。
 - ・可能であれば、法曹三者で協力し、1つの記録を用いた記録検討演習を行う。
 - ・手続傍聴の際の解説・質疑応答について手続の進行等を意識した指導の実施
 - ・分野別実務修習中の勉強会の実施や質問受付により、修習生の自学自修を支援

検察修習 ガイドライン

（導入修習により検察実務修習への移行が円滑に行われることを前提として）

- 【量的充実に向けたもの】
- 捜査実務修習
 - ・進行中の事件を、各庁の実情を踏まえ、可能な限り多く配点する。
 - ・進行中の事件の配点数の増加が困難な場合、確定記録を用いた演習（捜査事項や事実認定上・法律上の問題点の討議、模擬取調べの実施等）など事実調査・事実認定能力の向上に資する代替的な方法により充実化を図る。
 - 公判実務修習
 - ・全修習生に、可能な限り公判実務修習の機会を確保し、冒頭陳述の起案等、検察官が行う公判実務を体験させる。
- 【質的充実に向けたもの】
- ・修習生のレベルに応じた事件の配点（件数、種類）、演習の実施に努める。
 - ・修習生が複数の検察官の指導を受けたり、疑問点を個別に質問できる環境を整えるなど、よりきめ細かい指導を行う。

弁護修習 ガイドライン

【指針】
単に多様・多種の事案に触れるだけでなく、一つ一つの事案に丁寧に取り組み、指導担当弁護士の下、積極的かつ責任感をもたせて弁護士業務の補助を行わせる。

- 【指導】
- 事実調査と証拠収集
 - ・ 法律相談、接見、事情聴取等に立会、発問、証拠収集
 - 事実整理と法的分析等に関する意見交換
 - 裁判所提出書類の起案
 - ・ 法律文書の起案、添削、意見交換
 - 尋問事項書の起案と証拠調べの傍聴
 - ・ 尋問事項書の起案、添削、意見交換、法廷傍聴
 - 契約書類等訴訟外法律文書の起案
 - ・ 契約書等の法律文書の起案、添削、意見交換
 - 刑事弁護
 - ・ できる限り起訴前弁護と起訴後弁護を最低各1件ずつ修習（協力指導弁護士の下での修習を含む）
 - その他の事件
 - ・ 民事保全等についても参加、体得（既済事件記録の活用も含む。）
- ※意見交換は、修習生からの発表が前提。

司法研修所による課題の把握、支援

- 課題の把握：指担協や修習結果簿を通じた実情把握の強化
- 支援：起案件数、指導の在り方等に関するガイドラインの作成、適切な素材のない場合の教材作成
各教官室によるガイドラインの共有と各修習の連携強化